

港長公示第 7-103 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 7 月 18 日

京 浜 港 長

京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域における航泊 の禁止について

京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域において、新海面処分場建設工事が行われるため、下記により船舶（当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航行及び停泊を禁止する。

なお、令和 7 年 3 月 18 日港長公示第 7-101 号による京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域における航泊の禁止は、令和 7 年 7 月 31 日午前 7 時零分をもって解除する。

記

1 期間

令和 7 年 7 月 31 日午前 7 時零分から当面の間

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及び護岸線により囲まれた海面

- イ 北緯 35 度 35 分 20.2 秒 東経 139 度 49 分 55.9 秒（護岸上）
- ロ 北緯 35 度 34 分 55.7 秒 東経 139 度 50 分 11.7 秒
- ハ 北緯 35 度 34 分 41.6 秒 東経 139 度 49 分 45.9 秒
- ニ 北緯 35 度 35 分 4.6 秒 東経 139 度 49 分 27.2 秒（護岸上）

3 標識

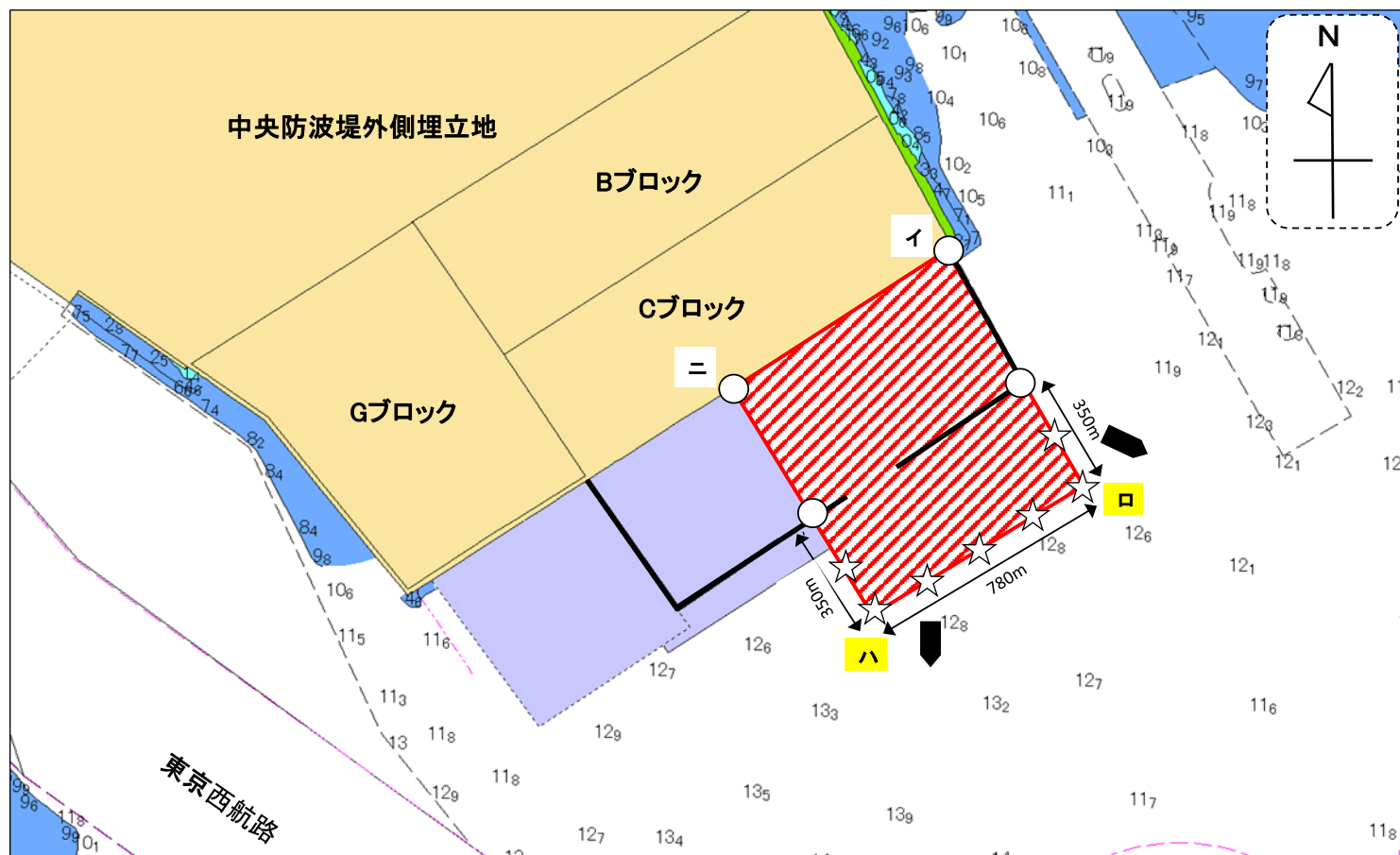
前記 2 の区域を明示するため、イとニの各地点に黄色塗標識灯（黄光 4 秒 1 閃光、同期点滅）、ロとハの各地点に黄色塗灯浮標（黄光 4 秒 1 閃光、同期点滅）が設置される。

また、イとロ及びハとニの各地点の間に黄色塗標識灯（黄光 4 秒 1 閃光、同期点滅）1 基及び黄色塗灯浮標（黄光 4 秒 1 閃光、同期点滅）1 基が設置されるとともに、ロとハの各地点の間に黄色塗灯浮標（黄光 4 秒 1 閃光、同期点滅）3 基が設置される。

4 その他

前記 2 の区域周辺海域に警戒船が 2 隻配備される。

別図



凡 例

-  工事区域(航泊禁止区域)
-  灯浮標(黄光・4秒1閃光・同期点滅)
-  標識灯(黄光・4秒1閃光・同期点滅)
-  警戒船